

# 使用料・手数料の見直しに関する基本方針

令和元年12月

庄内町

## はじめに

庄内町では、平成 28 年度から「第 2 次庄内町行財政改革推進計画」を推進し、これまでの行政改革の理念や取組を継承しつつ、町自らの視点で実行することはもとより、町民の皆さまとの協働関係を築く中で、総合計画において、新たなまちづくりへの主要課題として掲げている「自立力の強化に向けた、参画と協働のまちづくり、さらなる行財政改革の推進」を基本方針としました。具体的には、「民間活力の積極的な導入」や「自主財源の確保」など、13 の項目、44 の取組事項を推進することとしています。

この中で、「自主財源の確保」を掲げ、受益者負担の見直し及び適正化を取組事項としています。

受益者負担の原則とは、町が提供する体育公共施設や文化公共施設などの公共施設の利用、住民票や納税証明書の交付などのサービスに必要な経費は、町税などを通して、町民の皆さまが負担していますが、一部の方がサービスの提供を受ける場合、利用する方と利用しない方との負担が公平ではなくなることから、利用する方に一定の費用負担を求める考え方です。

町の公共施設の運営や証明書の交付など行政サービスにはコストがかかっており、このコストは、町税のほか、サービスの提供を受ける方から徴収した使用料や手数料で賄うことが地方自治法により認められています。

「税金を納めているのに、さらに使用料、手数料を払わなければならないのか」、「自分が納めた税金で、自身が利用しない公共施設の管理・運営がなされているではないか」など、使用料・手数料については、様々な疑問をお持ちの方がいらっしゃいます。

これらの疑問に答えるためには「それぞれの行政サービスにどのくらいのコストがかかっているのか」を明らかにした上で、利用する方が負担する「受益者負担」と利用されない方が税金という形で負担する「公費負担」の割合についての考え方を明確にする必要があります。

また、現在の町の使用料・手数料には統一的な基準がなく、各公共施設で個別に設定しているため、公共施設間で不均等が生じています。また、長年見直しがなされていないものや減免等の基準のバラツキも散見されます。

このような状況を踏まえ、町民の皆さまの十分な理解を得て、料金改定を進めていくため、町の統一的な考え方である「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、全ての使用料・手数料について見直しを検討します。

## 1 趣旨

町における公共施設の使用料・手数料について、統一的な基準に基づく見直しを行い、適正化を図ることとします。

また、負担の公平性の確保とともに、より利用者の利用状況に即した料金体系に改定し、財政運営の健全化と行政サービスの向上を図ることとします。

## 2 使用料・手数料の設定における基本的な考え方

公共サービスの提供原価に対して、利用者の負担割合を決定した上で定めるものとします。また、使用料の設定については、基本方針に基づき算出し、最終的には他市町村類似公共施設の料金、機能、規模等を比較し、庄内町行政改革推進本部において決定し、議会の議決を得るものとします。

## 3 見直し対象について

### (1) 使用料の定義

町が住民福祉の向上を図るために設けている種々の公共施設を町民の皆さまが利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するもの。

**例** 公民館の使用料、スポーツ公共施設の使用料等がこれに該当します。

### (2) 使用料の見直し対象

公共施設として設置に関する条例が定められている公共施設等のうち、使用料が設定されているものについては、全て見直しの対象とします。

さらに、設置に関する条例が定められている公共施設等で、現時点において使用料が徴収されていないものについても、当然経費が掛かっているため、公共施設等を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が可能と思われるものや指定管理者が運営している公共施設についても、見直しの対象とします。

### (3) 手数料の定義

町で交付している住民票や印鑑証明その他の証明などの交付サービスの提供を町民の皆さまが受けた場合に、当該サービスの提供のために要する費用を申請者から徴収するもの。

### (4) 手数料の見直し対象

条例で手数料が設定されているものについては、全て見直しの対象とします。

さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないものについても、サービスの提供を受ける者と受けない者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が可能と思われるサービスも見直しの対象とします。

### (5) 適用除外

国や県の基準等でサービスの提供の統一的な取扱いを図らなければならないため、利用者負担の基準が定められているもの及びこの基準になじまないものについては、適用しないものとします。

具体的には、道路・河川占有料、公営住宅使用料、ガス・上下水道使用料、介護保険料、し

尿処理手数料、家庭污水汲取手数料、家庭し尿浄化槽放流水汲取手数料、その他法定等によるものが該当します。

<参考>

- ・「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定められている事務
- ・戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付
- ・消防法関連（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務など）
- ・道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可に関する事務 など

#### (6) 指定管理者制度を導入している公共施設の取扱い

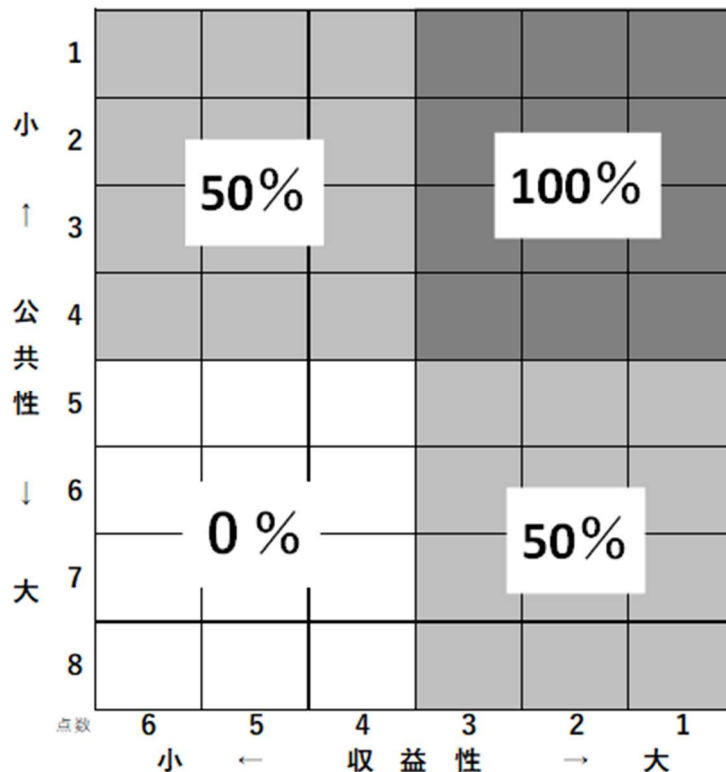
指定管理者制度を導入している公共施設の料金についても、基本方針に基づき見直しを実施します。

### 4 受益者負担割合について

#### (1) 使用料における受益者負担割合

行政サービスとして提供する公共施設のサービスには、道路や公園等の民間によるサービスが提供されにくい公共施設や温泉・テニスコートなど民間においても同様のサービスを提供している公共施設等、幅広く存在しています。

公共施設に係る費用については、利用者が負担すべきものですが、行政サービスとして、一律に受益者負担の原則を適用するのは難しいことから、各公共施設における貸室サービスの内容を公共施設ごとのサービスの公共性と収益性に分類し、庄内町行政改革研究委員会で作成したフローチャートに基づいて、受益者負担割合を決定するものとします。



## (2) 受益者負担割合の明確化

使用料を決定する際には、当該サービスがどの区分に当たるか公共施設の担当課と協議し明確にしていきます。

また、現在使用料を徴収していないサービスにあっても、受益者負担に馴染むサービスについては、公共施設の担当課において、どの区分に該当するかを検討し、受益者負担の適正化に努めることとします。

なお、受益者負担の割合は、社会情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。

### ○負担割合の基本的な考え方

- ・**受益者負担割合 0%**は、行政による提供が必要なサービスで、大半の町民が利用者となることから、町民全体で公費として負担します。
- ・**受益者負担割合 100%**は、一部の町民が利用し、上記と比べて行政が提供する必然性も少なく、また民間参入による収益性が見込めるため、全額を受益者負担とします。
- ・**受益者負担割合 50%**は、上記2つの性質を併用しますが、多くの町民の方が利用する公共施設で、類似サービスの民間参入がある事業については、この区分とします。現時点では、町への民間参入が想定できない事業であっても、他事例等により、民間参入や収益による事業継続が具体的にイメージできる事業についても、この区分に含みます。

## (3) 手数料における受益者負担割合

手数料は、各種証明など、特定の人に提供する行政サービスに対して、その役務の提供に係る費用を徴収するものであるため、受益者負担割合は100%を原則とします。

## 5 使用料・手数料の算定方法について

公共施設等の使用料や手数料を決定するに当たっては、行政の透明性の確保の観点から、公共施設等の利用者だけでなく、利用しない者に対しても使用料や手数料の設定根拠を明確にすることが必要となることから、使用料及び手数料の算定方法を明確にします。

### (1) 使用料原価の算定

#### ①原価に算入する経費

公共施設に係る経費には、公共施設の建設費や維持管理運営費など様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要があります。使用料の基準となる経費は5か年平均を算入します。

#### ○公費で負担する範囲【原価対象外構成項目】

費目	理由
土地取得費用	土地は、将来にわたり資産価値が残ることから適切でない。※1
災害等により要した経費	地震・火災・水害・事故等により発生した経費は、本来の公共施設管理運営に係る経費とは異なることから適切ではない。

○受益者負担の範囲【原価構成項目】

費目	内容（算入経費）	
公共施設の管理運営に係る経費	人の経費	職員人件費※2 その他人件費（報酬、共済費、賃金）
	物の経費	消耗品費、維持補修費※3、減価償却費※4、その他（燃料費、光熱水費、印刷製本費、備品購入費）
	その他の経費	業務費（報償費、旅費）、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料

※1 土地は、減価償却しない資産であり、費用に算入しません。ただし、借地代については、他の使用料及び賃借料と同じと捉え、費用に算入します。

※2 職員人件費

給与のほか、共済組合負担金、退職手当負担金を含み、全職員の平均単価から算定します。

※3 維持補修費

改良工事を除く修繕料や維持補修工事費など公共施設の維持補修にかかる経費。

※4 減価償却費（使用料は建物と設備、手数料は設備）

過年度において取得した、事業に必要とされる固定資産のうち、所得税法施行令第6条（減価償却資産の範囲）第1号から第7号までに規定するもの（建物、機械、車両、工具、備品等）で、一定額以上（100万円以上）のものとしします。

・減価償却の方法：定額法

・具体的な算式：減価償却費＝取得価額÷耐用年数

・耐用年数：「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」に基づく。

（耐用年数の例）

建物（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの）→50年

建物附属設備（エレベーター）→17年

器具及び備品（事務机、主として金属性のもの）→15年

※取得価額は、火災共済保険の再調達価額から算定した額を算入します。

②原価の算定方法

使用料原価の算定に当たっては、機能によって、「1時間・1㎡当たり」と「1人当たり」の算定方法を採用する。

○1時間・1㎡当たりの原価×貸出面積から使用料を算定する方式

■適用：会議室のように、ある一定の部屋（区画）を貸切で利用する場合

$1 \text{ 時間} \cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \text{公共施設の管理運営に係る経費} / (\text{延床面積} \times \text{年間利用可能時間} ※)$

※年間利用可能時間＝年間利用可能日数×1日当たりの利用可能時間

【例1】ある一定の部屋（区画）を貸切で利用する場合

・会議室1を1時間利用する場合の使用料

	会議室1	会議室2	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (㎡)	150	350	300	200	1,000

- ・公共施設の管理運営に係る経費 50,000,000円
- ・年間開館時間 3,400時間（10時間／日×340日）
- ・貸出面積 150㎡
- ・受益者負担割合 50%

→1㎡当たりの年間原価  $50,000,000 \text{円} \div 1,000 \text{㎡} = 50,000 \text{円}$

→1㎡当たりの時間原価  $50,000 \text{円} \div 3,400 \text{時間} = 14.7 \text{円}$

→1室1時間当たりの原価  $14.7 \text{円} \times 150 \text{㎡} = 2,205 \text{円}$

○1人当たりの原価から算定する方式

■適用：トレーニングルームのように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような公共施設

1人当たりの原価＝公共施設の管理運営に係る経費／年間利用者数※

※年間利用者数については、利用可能な人数を基に算定した場合と実績を基に算定した場合とでは大きな乖離が生じる可能性があるため、適正な稼働率を考慮する必要があります。

【例2】1人当たりの原価から算定する方式

・温泉を利用する場合の使用料

	温泉	トイレ等 共用部分	事務所等	延床面積
面積 (㎡)	1,500	500	500	2,000

- ・公共施設の管理に係る経費 100,000,000円
- ・年間利用者数 100,000人
- ※年間利用者補正（適正な稼働率を考慮した試算） 250,000人
- ・受益者負担割合 100%

→1人当たりの原価  $100,000,000 \text{円} \div 100,000 \text{人} = 1,000 \text{円}$

（予定者数  $100,000,000 \text{円} \div 250,000 \text{人} = 400 \text{円}$ ）

③使用料の算定方法

使用料の算定は、「(1) 使用料原価の算定」に基づいて行います。使用料でコストを賄うことを原則としながら、稼働率が低い公共施設のコストを利用者が全額負担することは適当でないという考えから、公共施設稼働率50%未満の公共施設は、公共施設稼働率50%で受益者負担割合に基づくコストを賄うよう設定します。公共施設稼働率50%以上の公共施設は、公共施設稼働率100%で受益者負担割合に基づくコストを賄うよう設定します。

#### ○使用料の算定式

(公共施設稼働率 50%未満の公共施設) 使用料=原価÷50%×受益者負担割合

(公共施設稼働率 50%以上の公共施設) 使用料=原価×受益者負担割合

#### ④使用料の算定方法例

→上記【例 1】の使用料

(稼働率 50%未満で受益者負担 50%の場合)

$2,205 \div 50\% \times 50\% = 2,200$  円 (10 円未満切捨て)

(稼働率 50%以上で受益者負担 50%の場合)

$2,205 \text{ 円} \times 50\% = 1,100$  円 (10 円未満切捨て)

### (2) 手数料原価の算定

手数料については、以下のとおり算定をすることとする。

#### 手数料原価

$\text{=人にかかる経費 (1 分あたり)} \times \text{処理時間 (1 件あたり)} + \text{設備等の物件費} \div \text{年間処理件数}$

- ・ 1 分あたりの人件費 (1 円未満切捨て)

平均給与額÷出勤日数÷実労働時間÷60 分

- ・ 処理時間

原則、当該手数料事務ごとに処理時間を積算します。

ただし、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を 1 件当たり 5 分とします。

#### ①手数料の受益者負担

証明書発行等に係る事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用については受益者の 100%負担を原則とします。

#### ②その他

手数料の単位は、10 円単位以上とします。(10 円未満切捨て)

## 6 減額・免除の規定について

これまで、町においても公共施設ごとに減額・免除(以下「減免」という。)の規定を定めていますが、減免の割合が多くなると、公共施設の維持管理経費に対する収入の割合が低くなります。減免については、教育文化の振興など政策的見地から減免するものであり、その適用については、受益者負担の見地から適正にすべきものではありませんが、公共施設の有効活用という側面もあるため、使用料と税負担のバランスは大きな課題になっています。

公共施設の使用料は、「使用料・手数料の算定方法について」において、明確な算定根拠や細分化された受益者負担割合を考慮した設定としており、これを踏まえると本来その使用料は利用者が負担すべきものです。

本来、負担すべき使用料を負担していない利用者があることは、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からみると、減免される使用料を全体の使用料に転嫁して、差額分を補うことが必要となり、利用者間での公平性の確保が図られているとは言い難いものです。



以上のようなことを踏まえると、明確な算定根拠や細分化された受益者負担割合に基づいた使用料については、本来負担すべき料金を利用者が負担することとします。また、現在の減免に関する規定は利用者に分かりにくいいため、これを分かりやすいようにし、公共施設の担当課で減免対象などの精査を行います。ただし、現在、免除または減額を行っている団体について、減免を設定しないことは大幅な負担増となるため、使用料・手数料の見直しのサイクルに合わせ、段階的な変更を行っていくこととします。

○統一的な減免の基準

町内の団体利用 の場合	免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町（町の機関を含む。）及び教育委員会が主催する事業</li> <li>・公共施設の指定管理者が主催し、当該公共施設を利用する事業</li> <li>・小中学校・高等学校・幼稚園・保育園が主催する事業で主たる参加対象が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項に規定する子どもである事業</li> <li>・小中学校・高等学校の部活動及び中学校の支援クラブが主催する事業で主たる参加対象が子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもである事業</li> <li>・小中学校・高等学校の PTA 又は幼稚園や保育園の保護者会が主催する事業で主たる参加対象が子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもである事業</li> <li>・スポーツ少年団が主催する事業で主たる参加対象が子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもである事業</li> <li>・響ホール事業推進協議会が育成支援する団体で町教育委員会が免除を認めた団体の主催事業において主たる参加対象が子ども・子育て支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもである事業</li> <li>・庄内町行政区長設置規則（平成 17 年庄内町規則第 9 号）別表に掲げる集落が主催する事業で学区地区公民館を利用する事業</li> <li>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所有している本人及びその保護者又は家族だけで構成される団体が主催する事業</li> </ul>
	減額（80%減額）	上記以外で現在免除を行っている町内の団体が主

		催する事業
	減額（50%減額）	上記以外で現在 80%減額を行っている町内の団体が主催する事業
町民が利用する場合 注) 適用は限定	免除	生活保護受給者

※減免については、基本使用料のみとし、冷暖房使用料については別途徴収します。

（ただし、町及び教育委員会が主催する事業で公共施設を利用する場合並びに指定管理者が主催する事業で当該公共施設を利用する場合と町内の小中学校・高等学校・幼稚園・保育園が主催する事業で公共施設を利用する場合は除きます。）

※飲酒を伴う公共施設利用については、飲酒を開始した時間から減免割合を一段階引き下げることにします。（免除は80%減額、80%減額は50%減額、50%減額は減免なしとし、ただし、町及び教育委員会が主催する事業で公共施設を利用する場合並びに指定管理者が主催する事業で当該公共施設を利用する場合と町内の小中学校・高等学校・幼稚園・保育園が主催する事業で公共施設を利用する場合は減免割合の引き下げは行いません。）

※災害対応のため利用する場合は、上記の表によらず、その都度判断することとします。

## 7 町外利用者の基準について

町の公共施設等を利用する方の中には、町内だけでなく、町外からの利用者も多くいますが、町内利用者と町外利用者の使用料を同額に設定すると、町内利用者は町税を徴収された上で公共施設の使用料を支払っているのに対し、町外利用者は町税を徴収されずに町の公共施設を利用することとなり、町内利用者と町外利用者の間で公平性を欠く状況が生じることとなります。

そのため、公平性を確保することを目的として、町外利用者については、町内利用者より高い料金設定となるよう、町外利用者の基準を設定します。

### (1) 町外利用者の使用料基準の設定倍率

町外利用者の使用料基準の設定倍率については、「使用料・手数料の算定方法について」に基づいた使用料に 1.5 を乗じた額以上を町外利用者の使用料とし、公共施設のコストや稼働率などを考慮した計算に基づいて設定することとします。

### (2) 町内利用者と町外利用者の判断基準について

町内利用者とは、利用者の半数以上が町内在住者であることとします。定期利用は、初回利用時のみ名簿の提出を求め、町内利用者かを判断します。定期利用以外は、町内外の人数を記載した申請書によって町内利用者かを判断します。その他の申請者は町外利用者とし、ただし、町内企業については、利用者の在住地に関わらず町内利用者とするものとします。

## 8 営利目的の利用について

営利目的の利用については、現状のとおり、各公共施設の判断基準とします。またそれに係る加算割合も公共施設ごとに担当課で設定することとします。

## 9 子ども料金の設定について

町内の公共料金の中には、子どもに係る使用料を設定している公共施設が多くありますが、子どもの定義については、様々なものが存在しており、統一的な年齢等を定めることは困難です。

そのため、子どもに係る使用料を設定する際は、公共施設の性質を踏まえながら、他の類似施設などを参考に子ども料金等を設定することとします。

## 10 見直しのサイクルについて

受益と負担の公平性と運営改善努力を確保するために、使用料・手数料については、原則として5年ごとに料金の原価を算定し、必要に応じて見直し作業を行うこととします。ただし、社会経済情勢等の変化により物価に著しい変動が生じた等、特別な事情が生じた場合は、この限りではありません。

### 11 激変緩和

使用料等の改定が町民生活に影響等を与えることが予想されるため、改定する使用料の上限倍率を決定するなどして、急激な使用料改定とならないように激変緩和措置を設定します。

激変緩和措置の基準等については、適正な使用料の改定を小刻みに行うと、かえって町民生活に影響が出ることが想定されます。

そのため、特別な場合を除き、見直しのサイクルに合わせて、料金を見直し、改定上限倍率を原則1.5倍とします。なお、現在使用料を徴収していない公共施設については、激変緩和対象外とし、フルコスト計算と近隣市町村等の使用料を比較し、使用料を定めることとします。

### 12 町民への周知について

使用料・手数料の改定に当たっては、公共施設の管理運営に係る経費や受益者負担割合などの考え方について、広く周知することが求められます。

また、使用料等の改定の周知に当たっては、十分な周知期間を設けることが必要であり、広報、ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑な料金改定への移行に努めることとします。